

隠した。明治元年四月歿、享年八十五。嘗て前田齊廣の爲に測量の一端を教へ、又侯の風炮保管の任に當り、依つて侯から三角風蔵の名を賜はつた。三角は根發より探り、風蔵は風炮に因むのである。その著三角袋二巻には測量法及び天文に關することを記し、天保七年に成つたものである。

ミスランケイ 三須蘭溪 諱は行恭。石川郡松任の人で爾を描いた。文政十一年の頃歿。**ミセンガダケ** 彌山ヶ嶽 白山御前岳の北にあつて、今いふ劍ヶ峰である。越前名蹟考に『大御前の後の山をみせんが嶽といふ。燒崩れたるすさまじき石峰也。是も秘所のひとつなり。俗につるぎの山と名付るこれなり。』と記する。

ミソ 味噌 慶長十年九月五日加賀藩の令に『御分國中豆腐並みそ仕うり候事堅令停止候。但みその事、所々町・宿並におゐて、旅人・商人以下に當分少宛りかひ候程之儀者可仕旨被仰出者也。』とある。

ミソイハ 味噌岩 珠洲郡飯塚から産する硅藻土は質稍硬く、その中特に粘土質の多いものを地方人は味噌岩と呼び、今はイソライトと稱する耐火煉瓦としてゐる。

ミソエマサノブ 瀧江正伸 通稱太左衛門。正徳四年御算用者小頭並として新知六十石を受け、享保十年小頭に進み三十石を加へ、十四年組外に進みて六十石を増し、寛保三年八十一歳を以て歿。子孫世々藩に仕へる。

ミソギカハ 御被川 一名馬出川、又晦日川。鹿島郡江曾の山間より發し、飯川・若林から白馬に出で、北流して細口・國分等を過ぎ、七尾から七尾灣に注ぐ。流程八軒。その

支流江曾川は江曾山から發し、八幡に至つて本流に合し、千野川も八田山から發し、國分に至つて本流に合する。更に捨越川一名龜田川なるものがあり、八田山雨乞澤から出で、國分に於いて江曾川に會する。能登名跡志に、氣多本宮のことを述べた後に『六月晦日御手洗川にて御祓の大祓あり。依て晦日川といふ也。亦東西へ流るゝ故に二俣川ともいひて、所口町中(七尾)へ流れて所々橋あり。源は田根村山より流れて、府中の濱へ出づる也。』と記する。

ミソギシユウ 身蔭集 一冊。金澤の俳人眉山編。その行脚集で、文化五年後六月如泥の序がある。京菊會太兵衛板。

ミソクチカツチカ 瀧口勝周 通稱十郎左衛門。慶安三年前田綱紀に召出されて千石を受け、元祿三年歿。子孫世々藩に仕へる。

ミソクチゴザエモン 瀧口五左衛門 享保十二年御歩小頭として新知百石を受け、元文三年三十人頭となり、寶曆四年歿。子孫藩に世襲する。

ミソクチサダカツ 瀧口貞勝 通稱十郎兵衛・七太夫・舍人。十郎左衛門勝周の養子で、祿千石。御馬廻に班し、元祿十五年表小將、寶永元年御使番より次第に昇進し、御馬廻頭に至り、延享元年五月二日六十八歳を以て歿した。

ミソクチセウクマ 瀧口千熊 柴田勝家の老臣瀧口半左衛門の子。天正八年勝家が一向一揆の首領若林長門をその本營に招いて陣した時に、千熊は刺客の一人であつた。勝家又龜田岳信を降せしめんとした時、質を求めたから、勝家から千熊を遣はしたが、岳信はその

の勇武を賞し、女をめあはして龜田氏を稱せしめた。幾くもなく千熊は北庄に歸り、後に半左衛門宗俊といひ、勝家の滅びた際共に北庄に自刃した。

ミソクチヒテカツ 瀧口秀勝 通稱金右衛門、後に伯耆守。天正十一年羽柴秀吉は、柴田勝家を柳ヶ瀬に破つた後、江沼・能美二郡を新たに越前北庄の城主となつた丹羽長秀に屬せしめ、瀧口秀勝を大聖寺に置いてその與力たらしめた。十三年四月長秀歿し、子長重越前及び加賀の江沼・能美二郡を除かれ、若狹の内八萬石に封ぜられたが、秀勝は尙舊領に在り、閏八月佐和山の堀秀政が丹羽氏の前領を得て北庄に移るに及び、秀勝之が與力となつた。次いで秀政は小田原役に歿し、子秀治嗣ぎ、慶長二年越後春日山城に移されるや、秀勝も亦同國新發田六萬石に轉じた。

ミソクラチヨウ 味噌蔵町 金澤の町名。昔時軍備の爲に貯へた味噌蔵をこの地に建ててあつたので、町名となつたといふ。今味噌蔵町の區域は極めて廣汎に亘り、味噌蔵町上中町・同下中町・同間町・同裏町・同片原町に分かれてゐる。

ミソノツグモト 御園紹元 ↓セツツグモト 瀬尾紹元。

ミダガイケ 彌陀ヶ池 羽咋郡矢田の南方に在つて、深さ尺餘に過ぎぬが清水滾々として湧く。昔池中から佛像を得たによつて名を得るといふ。

ミダガハラ 彌陀ヶ原 白山の市、瀧口登路に在る蛇塚又は砂防道路の黒岩ほらけから上に續く。この方面のお花鳥は、畜生坂を登り盡くした所から初り、彌陀ヶ原に至つて終る。

彌陀ヶ原は粗糲なる腐植土の厚層を以て蔽はれ、常に濕潤の狀を呈し、概ね平坦で、東西九〇〇米、南北五〇〇米、標高二三五〇米許である。越前名蹟考に、『阿彌陀ヶ原といふ有り。紫雲の立ちて三尊の來迎を拜み、ある時は靈香薫じ花ふる事あり。』と記する。

ミタケミヨウジン 見竹明神 羽咋郡長田に鎮座する。祭神は神日本磐余彦尊であると。今見立社と號する。

ミタゲハリオカシマイ 見立代御貸米 加賀藩の改作法施行以後、田の收穫が定免よりも甚だしく不足したる年には、作柄に應じて一作限り引免を許すことにした。その減少すべき免相を定めるは改作奉行の權限に屬し、出役して不作の實際を究め、御算用揚奉行に示談して決した。之を見立免切・見立引免又は一作引免と稱する。然るに延寶三年の飢饉以後、貸米の制を復舊し、改作奉行出役することなく、御扶持人十村等の内檢分によりて不足を見續り、見立免切に相當する定納を貸米とすることをその村より出願せしめることとした。之を見立代り御貸米といひ、若し場合に於て奉行の出張する時は立毛見分といふた。爾後見立代り御貸米と立毛見分とを併用して時宜に善處することになつた。畠に在りては決して見立免切を行はなかつたが、畠の多い村の作損に對して貸米することはあつた。

ミタテヒキメン 見立引免 ↓ミタゲハリオカシマイ 見立代御貸米。

ミタテメンキリ 見立免切 ↓ミタゲハリオカシマイ 見立代御貸米。

ミタニ 三谷 江沼郡にて、曾字・直下・日、